

熊本県公報

第 1 1 5 3 9 号
平成 19 年 4 月 18 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- " "……………(") 1
- " "……………(") 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の
指定……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室) 4
- " (介護予防訪問介護)……………(") 4
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4
- 指定確認検査機関変更届出……………(建築課) 5
- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 5
- 普通自動車 3500cc 乗用(管財課分)の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 5
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 8
- 労働関係調整法第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者……………(労働委員会事務局) 9
- 県教育広報誌「教育くまもと」制作業務の一般競争入札……………(教育委員会教育政策課) 9
- 県教育広報誌「ばとんぱす」制作業務の一般競争入札……………(") 11

告 示

熊本県告示第 388 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 熊本介護サポート 居宅介護支援事業所 熊本介護サポート 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市京町 2-12-75	熊本市壺川 1-2-2	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 389 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター八代 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の名称	アイリスケアセンター八代	ニチイケアセンター八代	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 390 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 ふくし生協 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市帯山七丁目 23 番 38 号	熊本市長嶺西三 丁目 2-66	平成 19 年 3 月 26 日

熊本県告示第 391 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
青磁野リハビリテーション病院 熊本市島崎二丁目 22 番 15 号	医療法人 金澤会 熊本市島崎二丁目 22 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日
熊本地域医療センター 熊本市本荘五丁目 16 番 10 号	社団法人 熊本市医師会 熊本市本荘五丁目 15 番 18 号	平成 19 年 4 月 1 日
西村内科・脳神経外科病院 熊本市南熊本二丁目 7-11	医療法人社団 知新会 熊本市南熊本二丁目 7-11	平成 19 年 4 月 1 日
たくま癒やしの杜クリニック 熊本市西原二丁目 11-88	医療法人社団 嗣清会 熊本市西原二丁目 11-88	平成 19 年 4 月 1 日
かわさきメンタルクリニック 熊本市花畑町 4-1	医療法人社団 かわさきメンタルクリ ニック 熊本市花畑町 4-1	平成 19 年 4 月 1 日
西部脳神経外科内科 熊本市上代七丁目 29-20	医療法人 順風会 熊本市上代七丁目 29-20	平成 19 年 4 月 1 日
ヘルスアートクリニックくまもと 熊本市花畑町 1-1	中原 和彦 熊本市花畑町 1-1	平成 19 年 4 月 1 日
済生会熊本病院 熊本市近見五丁目 3 番 1 号	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部熊本 県済生会 熊本市近見五丁目 3 番 1 号	平成 19 年 4 月 1 日
白鳩診療所 荒尾市荒尾 813 番地 1	医療法人 荒尾地評勤労者医療団 荒尾市荒尾 813 番地 1	平成 19 年 4 月 1 日
野ばら診療所 荒尾市野原 1585-9	医療法人 親仁会 福岡県大牟田市歴木 4-65	平成 19 年 4 月 1 日
池田医院 玉名市天水町小天 6986-1	池田 昭太郎 玉名市天水町小天 6986-1	平成 19 年 4 月 1 日
さかき診療所 玉名郡南関町上長田 638-1	医療法人 親仁会 福岡県大牟田市歴木 4-65	平成 19 年 4 月 1 日
荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600	荒尾市 荒尾市宮内出目 390	平成 19 年 4 月 1 日
公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地	玉名市玉東町病院組合 玉名市中 1950 番地	平成 19 年 4 月 1 日

師井医院 鹿本郡植木町大字植木 186	医療法人社団 春陽堂 鹿本郡植木町大字植木 186	平成19年4月1日
光の森脳神経外科内科 菊池郡菊陽町津久礼 3202-4	医療法人 順風会 熊本市上代七丁目 29-20	平成19年4月1日
泰泉堂牟田医院 上益城郡御船町御船 935	牟田 光一郎 上益城郡御船町御船 935	平成19年4月1日
矢部広域病院 上益城郡山都町下馬尾 204	医療法人 杏章会 上益城郡山都町下馬尾 204	平成19年4月1日
狩場医院 宇城市豊野町糸石 3897 番地	医療法人社団 豊栄会 宇城市豊野町糸石 3897 番地	平成19年4月1日
城南病院 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人 杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成19年4月1日
伊津野医院 人吉市鶴田町 9-2	伊津野 清徳 人吉市鶴田町 9-2	平成19年4月1日
小林脳神経外科 人吉市宝来町 1285-5	医療法人 暁清会 人吉市宝来町 1285-5	平成19年4月1日
佐藤クリニック 水俣市桜井町 1-2-8	佐藤 宏 水俣市桜井町 1-2-8	平成19年4月1日
立田医院 天草市佐伊津町 5380	立田 丞爾 天草市佐伊津町 5380	平成19年4月1日
天草第一病院 天草市今釜新町 3413-6	医療法人社団 永寿会 天草市今釜新町 3413-6	平成19年4月1日
教良木診療所 上天草市松島町教良木 2948 番地 1	上天草市 上天草市大矢野町上 1514 番地	平成19年4月1日
好生堂薬局 熊本市新町三丁目 3 番 2 号	有限会社 好生堂薬局 熊本市新町三丁目 3 番 2 号	平成19年4月1日
なかよし薬局 熊本市八分字町 89-2	有限会社 なかよし薬局 熊本市八分字町 89-2	平成19年4月1日
土山天祐堂薬局 熊本市水前寺公園 3 番 4 号	有限会社 土山天祐堂 熊本市水前寺公園 3 番 4 号	平成19年4月1日
小峯薬局 熊本市長嶺南五丁目 1-1	有限会社 小峯薬局 熊本市長嶺南五丁目 1-1	平成19年4月1日
そうごう薬局 西里店 熊本市硯川町 1131	総合メディカル 株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号	平成19年4月1日
そうごう薬局 みゆき店 熊本市御幸笛田六丁目 8-3	総合メディカル 株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号	平成19年4月1日
さくら調剤薬局 小峯店 熊本市小峯二丁目 1-7	アドバンス 株式会社 人吉市土手町 37	平成19年4月1日
ミドリ薬局 フレスタ水前寺店 熊本市水前寺一丁目 4-1	株式会社 ミドリ薬品 鹿児島県鹿児島市東開町 5 番地 12	平成19年4月1日
たんぼぼ薬局 荒尾市宮内 570 番地 3	有限会社 せいうんメディックス 荒尾市原万田 460 番地 2	平成19年4月1日
凌雲堂調剤薬局 荒尾市荒尾 4160-255	有限会社 凌雲堂 荒尾市荒尾 4160-255	平成19年4月1日
そうごう薬局 立願寺店	総合メディカル 株式会社	平成19年4月1日

玉名市山田 2019-1	福岡県福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号	日
ハッピー薬局 岱明店 玉名市岱明町大野下 1513-6	有限会社 ハッピー薬局 玉名市滑石 2540-1	平成 19 年 4 月 1 日
アスリード薬局 阿蘇市黒川 1499 番 9	株式会社 アスリード 阿蘇市一の宮町宮地 2199 番地 1	平成 19 年 4 月 1 日
ゆう薬局 阿蘇郡小国町宮原 1748-5	株式会社 ファーコス 東京都千代田区神田練塀町 68	平成 19 年 4 月 1 日
そよ風薬局 嘉島店 上益城郡嘉島町上島 2496-1	株式会社 富士バイオメディックス 東京都中央区八重洲二丁目 1 番 5 号	平成 19 年 4 月 1 日
熊本南前薬局 宇城市松橋町豊福権現前 2070 番地	有限会社 熊本南前薬局 宇城市松橋町豊福権現前 2070 番地	平成 19 年 4 月 1 日
さくら調剤薬局 九日町店 人吉市九日町 109 番地	アドバンス 株式会社 人吉市土手町 37 番地	平成 19 年 4 月 1 日
マリーン薬局 天草市牛深町字大池田 1551 番 69	田中 八州宏 福岡県福岡市博多区住吉 5-6-13-502	平成 19 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション城西 熊本市島崎二丁目 22 番 15 号	医療法人 金澤会 熊本市島崎二丁目 22 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日
おぐに訪問看護ステーション 阿蘇郡小国町大字宮原 1742-1	小国町外 1 ヶ町公立病院組合 阿蘇郡小国町大字宮原 1742-1	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 392 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
人吉市社会福祉事業団 八代市蟹作町字西中通 211 番地 1	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団	平成 19 年 4 月 2 日

熊本県告示第 393 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
人吉市社会福祉事業団 八代市蟹作町字西中通 211 番地 1	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団	平成 19 年 4 月 2 日

熊本県告示第 394 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
		菊池市旭志弁利		

一般県道	旭志鹿本線	同所	584 番 1 地先から 573 番 1 地先まで	179.5	単道改
------	-------	----	------------------------------	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 18 日

熊本県告示第 395 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 2 項の規定による指定確認検査機関の変更届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定確認検査機関の名称 有限会社熊本建築確認検査機関
- 2 指定確認検査機関の住所 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号
- 3 確認検査の業務を行う事務所の所在地 熊本市水前寺六丁目 5 番 19 号

公 告

熊本県公告第 350 号

熊本市天明土地改良区理事長豊田晃から平成 19 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 4 月 10 日付けで認可した。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 351 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
普通自動車 3500cc 乗用（管財課分） 1 台
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 19 年 6 月 29 日（金）
 - (4) 納入場所
熊本県総務部管財課
 - (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県総務部管財課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日（火）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日（火）から平成 20 年 7 月 31 日（木）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の (5) に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 24 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4) の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の (5) を証明する書類（仕様適合証明書）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 24 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受

- 付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
- 入札書受付締切日時 平成 19 年 4 月 26 日（木）午後 4 時
- イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 4 月 27 日（金）午後 2 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
- イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 4 月 26 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
平成 19 年 5 月 18 日（金）
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
平成 19 年 5 月 11 日（金）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 4 月 18 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 20 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中

「 理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 局次長 危機管理監 総室長 川辺川ダム対策監 首席審議員 課長 副総室長 政策調整監 地域政策監 医療政策監 環境政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 家畜衛生対策監 営繕専門監 審議員 情報企画監 室長 センター長 課長補佐
各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹及び参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。） 行政経営課の主幹及び参事 私学文書課法制室の主幹及び参事 財政課の主幹及び参事 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長

」を

「 理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 局次長 危機管理監 総室長 川辺川ダム対策監 首席審議員 課長 副総室長 政策調整監 地域政策監 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 労働雇用政策監 農林水産政策監 営繕専門監 審議員 情報企画監 室長 センター長 課長補佐
各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹及び参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。） 行政経営課の主幹及び参事 私学文書課法制室の主幹及び参事 財政課の主幹及び参事 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長

」に改め、

別表出先機関の表福祉総合相談所の項中「所長 審議員 次長 総務課長」を「所長 次長 総務課長」に改め、同表保健学院の項を削り、同表こころの医療センターの項中「院長 副院長 部長 医長（本庁課長級に限る。） 総務課長」を「院長 副院長 審議員 部長 医長（本庁課長級に限る。） 総務課長」に改め、同表こども総合療育センターの項中「所長 審議員 事務長 医長（本庁課長級に限る。） 総看護師長」を「所長 審議員 事務部長 医長（本庁課長級に限る。） 総看護師長」に改め、同表計量検定所の項を削り、同表工業技術センターの項中

「 工業技術センター 所長 審議員 次長

」を

「 産業技術センター 所長（常勤の者に限る。） 次長 審議員

」に

改め、同表食品加工研究所の項を削り、同表水産研究センターの項中「所長 審議員 次長 内水面研究所長」を「所長 審議員 次長」に改め、同表ダム管理所の項中

「 ダム管理所 所長

」を

「 市房ダム管理所 所長

水川ダム管理所 所長

」に改め、

同表新幹線熊本事務所の項を削り、同表熊本駅周辺整備事務所の項中

「 熊本駅周辺整備事務所 所長 審議員 次長

」を

「 新幹線・熊本駅周辺整備事務所 所長 次長 審議員

」に改め、

同表少年自然の家の項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同表県立美術館の項中「館

長（常勤の者に限る。）副館長（常勤の者に限る。）」を「館長（常勤の者に限る。）副館長（常勤の者に限る。）教育審議員」に改め、同表装飾古墳館の項中「館長（常勤の者に限る。）副館長」を「館長（常勤の者に限る。）教育審議員 副館長」に改め、同表県立学校の項中「校長 教頭 主任事務長 事務長 船長 盲学校、聾学校及び養護学校の各部の主事」を「校長 教頭 主任事務長 事務長 船長」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

氏 名	現 職
竹 中 潮	熊本県労働委員会会長 弁護士
衛 藤 二 男	熊本県労働委員会会長代理 弁護士
西 村 一 成	熊本県労働委員会公益委員
石 橋 洋	熊本県労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科教授
徳 丸 ワカ子	熊本県労働委員会公益委員 社会保険労務士
甲 斐 孝 行	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長
上米良 清	熊本県労働委員会労働者委員 新九州電力労働組合熊本支部執行委員長
稲 田 富貴子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部福祉ユニオン執行委員長
小 薄 義 昭	熊本県労働委員会労働者委員 本田技研労働組合熊本支部執行委員長
椎 葉 武 文	熊本県労働委員会労働者委員 全九州産交運輸労働組合執行委員長
上 田 勝 利	熊本県労働委員会使用者委員 熊本県経営者協会専務理事
高 野 瑞 代	熊本県労働委員会使用者委員 特定医療法人高野会高野病院理事
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
原 利 彦	熊本県労働委員会使用者委員 原精機産業株式会社代表取締役社長
岩 永 邦 子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社鶴屋百貨店取締役
井 公 男	熊本県労働委員会事務局長
佐 伯 康 範	熊本県労働委員会事務局審査調整課長
井 手 義 隆	熊本県労働雇用総室長

熊本県教育委員会公告第 8 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 18 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

- 平成 19 年度県教育広報誌「教育くまもと」制作業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、県教育広報誌「教育くまもと」制作業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札者は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目広報・広告業務（企画・制作）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
- (2) 熊本県内に本社、支店又は営業所を有すること。
- (3) (2) の本社等において、B2 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 5 の (3) のアに掲げる時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 25 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
入札説明書に定める様式により、4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約事項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862 - 8609 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2674
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 25 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 5 月 2 日（水）午前 10 時
- イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 7 階教育委員会室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 5 月 1 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会公告第9号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月18日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成19年度県教育広報誌「ばとんぱす」制作業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成20年3月31日まで

- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、県教育広報誌「ばとんばす」制作業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札者は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
 - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目広報・広告業務（企画・制作）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
 - (2) 熊本県内に本社、支店又は営業所を有すること。
 - (3) (2) の本社等において、B2 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 5 の (3) のアに掲げる時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
 - 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 25 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
入札説明書に定める様式により、4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約事項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862 - 8609 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2674
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 4 月 18 日（水）から平成 19 年 4 月 25 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 19 年 5 月 2 日（水）午前 11 時
 - イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 7 階教育委員会室
 - (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 5 月 1 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又

- はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

